

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

令和4年7月5日、中野区内の集団給食施設（届出営業）が調理販売した弁当を昼に食べた5名が同日14時から16時にかけて嘔吐、下痢、発熱などの食中毒症状を呈した。入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、7月6日、集団給食施設事業者より通報を受け、下記集団給食施設に対し調査及び患者調査を実施した。この結果、患者検便5検体中4検体、調理従事者検便3検体中1検体、集団給食施設が保存していた弁当、手洗い器、冷蔵庫内部、調理従事者1名の手指から黄色ブドウ球菌が検出された。さらに、患者は嘔吐を主とする症状であり、発症までの潜伏期間が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該集団給食施設が調理販売した弁当以外にないことから、当該集団給食施設が提供した弁当が原因の食中毒と断定した。

原因食品は、当該集団給食施設が調理提供した食品で、原因物質は、黄色ブドウ球菌であった。

区では、被害拡大防止のため、7月15日から7月18日まで4日間の営業停止の不利益処分（7月12日から7月14日の営業自粛を確認）を行うとともに、7月15日から7月21日まで7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設（被処分者）

- (1) 所在地 東京都中野区中野
- (2) 業種 集団給食施設（届出営業）

3 食中毒違反の内容（根拠法令等）

食中毒の原因となった食事の提供（食品衛生法第6条第3号違反）

4 不利益処分等の内容

営業停止4日間（食品衛生法第60条）（営業自粛3日間）